

【Q & A】

Q1	控除対象の同一生計配偶者とは？	A1	控除対象者と生計を一にする配偶者のうち、合計所得金額が48万円（給与収入103万円）以下の人です。
Q2	控除対象の扶養親族とは？	A2	合計所得金が48万円（給与収入103万円）以下の人です。所得税法上の控除対象扶養親族だけでなく、16歳未満の扶養親族も含まれます。
Q3	令和6年6月以降に、子どもが生まれた場合はどうなりますか？	A3	減税額は変更せずに順次減税を行い、年末調整で清算します。
Q4	令和6年1月1日以降に扶養親族が亡くなった場合はどうなりますか？	A4	亡くなられた日が令和6年6月1日以前・以降いずれの場合でも、亡くなられた日の時点で扶養親族であると判定されれば、定額減税の対象となります。
Q5	令和6年6月2日以降に入社しました。減税は受けられますか？	A5	給与等支払時の減税は行わず、年末調整時に精算することとなります。
Q6	年末調整で住宅ローン控除を受けますが、定額減税への影響はありますか？	A6	特に影響はありません。
Q7	年末調整でも減税しきれなかった分はどうなりますか？	A7	給与での減税はその所得額が限度となります。令和7年に給付措置が行われる見込みです。

詳しくは
国税庁の定額減税特設サイトを
ご確認ください

